

振動規制法の特定建設作業

(法第2条、施行令第2条、別表第2)

1	くい打機を使用する作業(もんけん及び圧入式くい打機を除く。) くい抜機を使用する作業(油圧式くい抜機を除く。) くい打くい抜機を使用する作業(圧入式くい打くい抜機を除く。)
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業(作業地点が連続的に1日50m以上移動する作業を除く。)
4	ブレーカーを使用する作業(手持式のものを除く。作業地点が連続的に1日50m以上移動する作業を除く。)